

府子本 679 号
4 初幼教第 9 号
子少発 0613 第 1 号
子保発 0613 第 1 号
令和 4 年 6 月 13 日

各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県児童福祉主管部（局）長
各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各都道府県認定こども園担当部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）長
附属学校を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
スポーツ庁政策課企画調整室長
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
厚生労働省子ども家庭局保育課長

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを
行う場合の事故の防止について（通知）

教育・保育施設等における重大事故の防止について、日頃から御尽力いただき
厚く御礼申し上げます。

標題については、従来から、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、プール活動・水遊び等を行う場合の監視体制、緊急事態への対応等について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示すとともに、毎年、各教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）でのプール活動・水遊び等の開始時期に合わ

せて、安全管理及び事故防止について周知徹底を図っているところです。

今年度についても引き続き、事故の発生を防止するため、管内の各施設等及び市町村に対して、プール活動・水遊びを行う場合の安全管理及び事故防止の徹底について改めて周知（下記 1.）していただくとともに、事故防止のために必要な取組が各施設等において確実に取られるよう、各地方公共団体において必要な取組を行っていただくようお願いいたします。（下記 2.）

その際、「水泳等の事故防止について」（令和 4 年 5 月 11 日付 4 ス庁第 230 号（スポーツ庁））の通知（別添①）及び消費者安全調査委員会作成の教材（別添②及び③）についても、参考にしていただくようお願いします。

また、プール活動を行う場合の新型コロナウイルス感染症対策については、参考資料①～③を参考に、適切に対応していただくよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 各施設等及び市町村への周知徹底

各地方公共団体は、各施設等でプール活動・水遊びを行う場合に次の(1)から(3)までの取組を行うよう、管内の各施設等及び市町村に対して一層の周知徹底を図ること。また、安全確保策の充実及び各施設等への指導監査等を通じて、各施設等において、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるよう指導すること。

(1) 監視体制

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

(2) 注意事項に係る職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

＜「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」ガイドライン p2＞

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。

- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 救急救命講習等の研修、緊急時の体制・対応方針の整理

事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の研修の機会を設けること。

また、一刻を争う状況にも対処できるよう、119番通報を含めた緊急時の体制及び対応方針を事前に整理し職員間で共有しておくとともに、必要な知識や技術を実践することができるよう、日常的に訓練を行うこと。

※ 事前教育や研修等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮し、その内容・目的に応じて実施方法の検討を行うこと。特に、実技を伴う研修を実施する場合は、開催場所、回数及び参加人数等の調整を行い、密集する状況をつくらない等の工夫を行い、感染リスクに充分配慮すること。

2. 地方公共団体における取組

(1) 各施設等における事前教育の支援

各地方公共団体は、1.(2)に関して、各施設等が、プール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施する、職員が専門家から学ぶ機会を設けるほか、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

なお、チェックシートについては、消費者安全調査委員会による「消費者安全法第33条に基づく意見」(平成26年6月20日付消安委第50号)のフォローアップとして実施した実態調査結果中の参考資料1及び2の「プール活動・水遊びに関するチェックリスト(別添③)」も適宜活用すること。

(2) 研修の実施等

各地方公共団体は、1.(3)に関して、子供の特性を踏まえたものとなるよう、救急救命講習等の研修の実施、専門家の派遣及び実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。

なお、救命救急講習等の研修の開催案内については、認可外保育施設を含めた管内の全ての施設等に対して確実に送付すること。

(3) 各施設等の自発的な取組の促進

各地方公共団体は、各施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う

場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、各施設等における自発的な安全への取組を促すこと。

【添付資料】

別添①「水泳等の事故防止について」（令和４年５月１１日付４ス庁第２３０号（スポーツ庁））

別添②「プール活動・水遊び 監視のポイント」（消費者安全調査委員会）

別添③「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」（消費者安全調査委員会）

※ 消費者安全委員会では、上記のほか、溺れ事故を防ぐための監視のポイントについての動画、プール活動・水遊びの際の監視や指導、子供たちの危ない行為のイラストを作成していますので御活用ください。

【動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/

【関連イラスト集】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/illustration/

なお、過去のコンテンツも含めた教材全体のページはこちらです。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

参考資料①「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十五報）」（令和４年５月２５日付事務連絡（厚生労働省 子ども家庭局保育課））（抜粋）

※ 全体版はこちら（厚生労働省 保育所等における新型コロナウイルス 対応関連情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

参考資料②「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和３年４月９日付事務連絡（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課））

参考資料③「認定こども園のプール活動における感染症対策について」（令和３年４月１９日付事務連絡（内閣府子ども・子育て本部参事官付(認定こども園担当)））